

会 議 録

会 議 の 名 称		令和 4 年度第 6 回豊中市情報公開・個人情報保護運営委員会専門部会		
開 催 日 時		令和 4 年（2022 年）9 月 7 日（水）午後 4 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分		
開 催 場 所		第一庁舎 4 階第二会議室	公 開 の 可 否	可
事 務 局		総務部法務・コンプライアンス課	傍 聴 者 数	0 人
公開しなかつた理由				
出席者	委 員	園田委員、恩地委員、高橋委員		
	事 務 局	太田総務部次長兼法務・コンプライアンス課長、松浦課長補佐兼情報管理係長、須賀主事		
	そ の 他			
議 題		1．諮問案件の説明について ① 死者に関する情報の保護について（継続審議） ② 出資法人が保有する個人情報の保護について ③ 豊中市情報公開条例に基づく開示請求等において権利濫用の疑いのある大量請求への対応について		
審議等の概要 （主な発言要旨）		別紙のとおり		

審議等の概要

(午後 4 時開会)

○部会長 定刻になりましたので、ただ今から、令和 4 年度第 6 回豊中市個人情報保護制度の見直しについて係る専門部会を開催します。まず、事務局から本日の委員の出席状況を報告してください。

○事務局 本日は、お忙しいところ、豊中市個人情報保護制度の見直しについて係る専門部会に出席していただきまして、誠にありがとうございます。

本日の委員の皆さまの出席状況でございますが、井上委員、加賀委員、宮下委員がご欠席ということで 3 名の委員の皆さまにご出席いただいております。次に、本日出席しております市の職員は、別紙市側出席者名簿のとおりでございます。以上でございます。

○部会長 それでは、会議を始めます。まず、事務局から本日の議事について説明して下さい。

○事務局 それでは、本日の会議の予定について、ご説明させていただきます。お手元に配付しております会議次第をご覧ください。

案件といたしましては、継続審議で「死者に関する情報の保護について」と「出資法人が保有する個人情報の保護について」と「豊中市情報公開条例に基づく開示請求等において権利濫用の疑いのある大量請求への対応について」でございます。

委員のみなさまには、各諮問案件に対して意見交換の上、専門部会としての今後の方向性を示していただければと考えております。なお、本日も審議いただく案件につきましては、国等の資料を含め現在事務局で把握できております情報をもとに資料作成等を行っております。今後資料等を確認していったうえで、訂正等が発生する可能性がございますが、ご容赦いただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

○部会長 それでは、会議を進めます。継続審議である、「死者に関する情報の保護について」事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、継続審議である死者に関する情報の保護についてご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「死者に関する情報の保護について」をご覧ください。当該資料につきましては、令和 4 年 7 月 25 日開催の第 4 回専門部会で説明させていただいた内容と一部重複する部分もございますが、「1 死者に関する情報について」から順に説明させていただきます。

それでは、初めに、「1 死者に関する情報について」をご覧ください。改正法第 2 条第 1 項

では、「個人情報」とは「生存する個人に関する情報」とされておりますので、その範囲に「死者に関する情報」は含まれておりません。しかしながら、「改正法に抵触しない程度で、個人情報保護制度とは別の制度として、死者に関する情報の提供についての制度を設けることは妨げられない。」とされております。

「2 市の現状」についてご説明します。豊中市個人情報保護条例第2条第2号に規定する「個人情報」には、死者に関する個人情報についても、「個人情報」に含まれるものとして、その保護を図っております。また、死者には権利能力がないため、当該死者の個人情報が相続人等自身の自己情報とみなせる場合には、当該相続人等による開示請求等の対象として情報を提供しており、これまでの開示事例として、「救急報告書」、「介護認定調査票」等がございます。

「3 改正法施行後の死者の情報について」ご説明します。国から示された資料等によると、死者に関する情報が同時に遺族等の生存する個人を識別できる場合に限り、当該生存する個人を本人とする個人情報に該当し開示されるとされております。しかしながら、遺族等の生存する個人を識別することができない場合においては、改正法第78条第1項第2号の規定する「開示請求者以外の個人に関する情報」に該当し、死者に関する情報については、不開示情報となるとされております。

これまでの説明、前々回の会議で委員の皆さまからいただいたご意見等を踏まえ、「4 実施機関の意見」をご説明します。現行条例第18条第3項において死者の相続人等自身の自己情報と認められていた情報については、これまでの開示請求の実績等から判断すると、遺族等の生存する個人を識別できない場合が多数を占めることから、改正法等に照らすと開示請求人の情報として開示することはできないこととなっております。しかしながら、これまで豊中市個人情報保護条例に沿って相続人等を開示した情報については、相続人等の権利利益の観点から認められていた情報であることから、法改正後においても、個人情報保護制度とは別に遺族等に対する死者に関する情報の提供に関する制度を設けて、情報提供を行うことが望ましいと考えております。具体的には要領等で定めることを考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点はありますか。

○委員 資料の「2 市の現状」にあるこれまでの開示事例において救急報告書とか介護認定調査票等とあるんですけれども、「4 実施機関の意見」のところで、遺族等の生存する個人を識別できない場合が多数を占めるとあるんですが、この事例に救急報告書等があてはまるのですか。

○事務局 はい。例えば、救急報告書であれば実際に亡くなられた方を救急搬送したような事例となるのですが、ご遺族の方がその場に同席していればその方の氏名等も報告書の中に記載

される可能性があるのですが、基本的には搬送した方の情報等を救急報告書に記載しておりますので、ご遺族の方の氏名等は何も書かれていないということが多いのかなと考えております。そのため、国の考え方によれば、救急報告書の中にご遺族等の氏名等もあれば、ご遺族等の情報として開示することはできるんですけども、ご遺族の方を識別できないとなれば、法に基づく開示対象から外れてくるというふうになると考えております。

○委員 それであれば、この救急報告書のようなものに関しては、現在の条例の何を根拠に請求ができていますか。

○事務局 現在の条例では、条例第18条第3項の規定を根拠に請求を受付しております。例えば、死者の配偶者、父母等につきましては、亡くなったことが原因で取得した慰謝料請求権等の権利義務に関する情報について本人の情報とみなして適用しているというところがございます。ただ、国においては、その遺族の識別性というところまでも求めているというところに違いがあるのかなと考えております。

○委員 現行の条例においては、情報単位で確認して配偶者等の情報にあたれば、請求を受付していくけれども、改正法における国の方針は、情報そのものに識別性がないといけないということですね。

○事務局 はい、そうなると考えております。

○委員 今の説明で現状についてはわかったんですけども、その上で、この「4 実施機関の意見」というのは、現行の条例に沿ったような内容を要綱等として設けようという意味ですよ。また、その場合に情報提供となるため、請求権という形では規定しないという趣旨でいいですか。

○事務局 はい、そのような形で考えております。国の考え方によれば、改正法における個人情報の保護の範囲から死者の個人情報については明確に除かれており、仮に提供するのであれば、改正法とは別の保護法益の観点で検討されるべきという説明がございましたので、現行条例において受付していた遺族等の慰謝料請求権等の権利利益に影響するような情報については、要領等において提供に努めていくという形で対応させていただければと考えております。

○委員 もう1点確認なんですけど、国の方針において、死者に関する情報の提供についての制度を設けることは妨げられないとなっているんですけども、この情報の提供というのは、現行条例のように請求権を設けることはできないという趣旨なんですか。

○事務局 その点について、実は国のほうから明確なお答えがいただけなかったところがございまして、前々回の専門部会において死者の情報についてご審議いただいた際には、国の委員会からは、法に抵触しない程度で死者に関する情報を提供する制度を施行条例とは別に独自で定めることは妨げられないと仰っていただいていたんですが、その法に抵触するかしらないかの範囲というところが、いわゆる不開示情報にあたるかどうかということなのかははっきりしなかったところがございまして。そのため、国の委員会の方に再度質問したところ、開示請求の不開示部分については、情報提供を求められた場合にまで影響を及ぼすものではないという回答をいただきましたので、情報提供にあたっての影響はないということから提供の制度を設けていこうと判断させていただいたものでございます。

○委員 国の委員会からはっきりとした回答は結局いただけなかったということなんですね。だから、請求権を設けるような形に関しても、曖昧な回答しかないということなんですね。わかりました。

もう1つ質問で、例えば、死者に関する情報が現用文書でなくなって文書管に移管された場合、豊中市の個人情報保護条例において遺族から請求があった場合は、どのような扱いになっているんですか。

○事務局 今のご質問が現行条例における死者の情報の文書管理についてということであれば、文書管理規則の考え方につきましては、亡くなった場合に文書の保存年限に影響がでるという制度設計をしてはおりません。例えば、救急報告書であれば、救急報告書の保存年限という形を設けておりますので、その方が亡くなった場合に、死者のものだからすぐに廃棄して保存しないとか、そういった設計にはなっておりません。従いまして、文書の保有という観点では、今後も現行と変わらないのかなというふうに考えております。

○委員 例えば、文書の保存年限が10年となっているものがあって、それが10年経過して現用文書でなくなったけれども、これを歴史的文書として残すということになった場合、現在の文書館における死者に関する情報の開示の取り扱いについては、どのようなになっていますか。

○事務局 歴史的文書になった場合の死者の情報に関する遺族からの開示請求への対応については、仮に組織共用文書ということになるのであれば、先ほど申し上げました現行条例の第18条第3項の規定に基づきまして、対応することになると考えております。

○委員 死者に関する情報については、現用文書として保存されている限り、条例の取り扱いが続いていくことになると思うんですけども、非現用文書になってそれが仮に歴史的公文書として文書館に移管されて保存されることになった場合には、個人情報保護条例とは別の取り扱いというのもあり得るんじゃないのかなと思っておりまして、結局、国の考え方ですと、死

者に関する情報というのは、その死者限りという扱いに近いものになっているので、非現用文書となった場合には、少なくとも国の個人情報保護法の範囲からは除かれるという解釈もあり得るような気もするんですけども、そのような場合に、豊中市独自のルールとして遺族等が情報提供としてではなく通常の開示のルールに基づいて請求することがあり得るのかなあと、歴史的公文書に関しての豊中市のルールがどうなっているのかちょっとわかっていないので、仮定の話になってしまっているんですけども。だから、歴史的公文書になった場合には、個人情報保護としての対象から外すとか、そのようなルールがもし仮に豊中市にあるんだったら、そのままにできるでしょうし。この点については、今、現用文書に関しての審議をしているので、ちょっと話がずれてしまっているんですけども、死者に関する情報というのは、個人情報保護としての縛りがどこまで続くのかという問題点は出てくるだろうなというふうに思ったので伺いたいのですが。

○事務局 歴史的文書の利用等につきましては、豊中市歴史的文化的文書の保存及び利用等に関する規則の中に定められておりまして、規則第7条において、原則的には一般利用に供することができるとなっているんですが、その全部又は一部を利用に供しないものとするというただし書きが一部ございまして、例えば、情報公開条例における不開示情報であったり、個人情報保護条例における不開示情報であったりします。今回個人情報保護条例の部分については、改正法施行に伴いおそらく全部改正となりますので、この規定を改めていく必要があるのですが、現行の運用制度でいきますと、例えば、お亡くなりになられた方につきましては、仮に歴史的文書に該当したとしても、個人に関する情報にあたるため不開示となります。ただ、慣行として公にされているような情報の場合には開示となりますので、開示対象という考え方もあるのかなと思います。ただ、現時点においてどこまでが慣行として公にできるかというところについて、まだ検証等ができていない状況ではございます。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○部会長 他に何かご意見・ご質問等ありますか。

(質問・意見なし)

○部会長 それでは、死者に関する情報の保護については、実施機関の意見を尊重するという方向性で考えていくということでよろしいですか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。それでは、次の案件に移ります。「出資法人が保有する個人

情報の保護について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、出資法人が保有する個人情報の保護についてご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「出資法人が保有する個人情報の保護について」をご覧ください。

「1 市の現状について」ご説明いたします。市が出資する法人については、条例第61条第1項において、「市が出資する法人で市規則で定めるものは、この条例の趣旨にのっとり、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。」と規定しております。当該規定の趣旨は、市政の重要な一翼を担い、市の財政的支援等を受けている出資法人においても、その公共性・公益性から、個人情報の保護を推進することが必要不可欠であることから、出資法人が自主的に個人情報の保護に努めるためであり、現状、各出資法人は、市の条例の趣旨にのっとりた内部規程を設けております。

また、同条第2項において、「市長は、出資法人に対し、当該出資法人が保有する個人情報の保護が適切になされるよう必要な措置を講じなければならない。」と規定しており、市は、出資法人に対してモデル要綱を示したり、個人情報の保護に関する研修等に協力したり、個人情報保護制度の解釈・運用にあたっての助言・指導も行ったりしております。

「2 改正法において条例に規定することが許容されていないこと」についてご説明いたします。出資法人については、改正法第16条第3項の規定により個人情報データベース等を事業の用に供している場合には、改正法第4章の個人情報取扱事業者等に対する規律が適用されるため、法施行条例において、市の個人情報の取扱いに係る改正法の規定を準用する等、改正法に規定する個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えるような事項について独自の規定を置くことは許容されないとの考えを国は示しております。

また、国は、改正法第146条から第152条までの規定と同等若しくはそれ以下の権限であっても、個人情報取扱事業者等に対して独自の規定を法施行条例に定めることは許容されないとの考えも示しており、これまで市条例に規定してきたような指導、助言等の規定を施行条例に設けることができません。

しかしながら、出資関係等に基づき、出資法人に対して法の規定に上乗せした運用を求めることは許容されるとの考えも示しております。

これまでの説明を踏まえ、「3 実施機関の考え」についてご説明いたします。

改正法第4章の規律が適用される個人情報取扱事業者等である出資法人は、個人情報の取扱いや開示等請求について改正法第4章に則った対応が必要であり、行政機関の規律を準用するといった独自の規定を法施行条例に定めることは許容されていません。

しかしながら、公共性・公益性から、出資法人においても個人情報の保護を推進することが必要不可欠であることから、市との契約等に定め、出資法人に対して現行条例第61条の規定と同等の必要な措置を講じていく必要があると考えます。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございました。 それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点はありますか。

○委員 現行では、出資法人に関して、それぞれの規則か何かで個人情報やその開示に関して定めているという理解でいいですか。 また、その内容については基本的に維持するという理解でいいですか。

○事務局 はい、そのような考えでおります。 現行のような規定等を法施行条例の中で個別に設けることについては、国の規定しているものと重複してくるところもあることから許容されないとなっておりますので、法施行条例に設けることはしないという結論にさせていただいております。 ただ、個別の契約等で、同様のよう形、例えば、出資法人に対して規程等のモデル例を示したりする形で、個人情報の保護に努めて参りたいと考えております。

○委員 豊中市が出資している法人ってどんなところがあるのですか。

○事務局 例えば、豊中市住宅協会、とよなか国際交流協会、とよなか男女共同参画推進財団等があります。

○委員 法人ごとに特色は違うかと思うのですが、何か気をつけておられるところとかあるんですか。

○事務局 情報については、それぞれ特色あるものを保有している可能性というのはあるんですが、私どもがモデル例として示しているのは、いわゆる開示の申出があったときに市の条例と同じ期限を設ける等開示請求があった場合にどのような対応をするのかというところのルール設定をしているような状況でございます。

○委員 ありがとうございます。

○部会長 他に何かご意見・ご質問等ありますか。

(質問・意見なし)

○部会長 それでは、「出資法人が保有する個人情報の保護について」は、実施機関の考えに沿った方向性で考えていくということによろしいですか。

(異議なし)

○部会長 ありがとうございます。それでは、次の案件に移ります。「豊中市情報公開条例に基づく開示請求等において権利濫用の疑いのある大量請求への対応について」、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、豊中市情報公開条例に基づく開示請求等において権利濫用の疑いのある大量請求への対応についてご説明させていただきます。お手元に配付しております資料「豊中市情報公開条例に基づく開示請求等において権利濫用の疑いのある大量請求への対応について」をご覧ください。

「1 豊中市の情報公開請求の現状」についてご説明いたします。「市における開示決定等の現状」の表をご覧ください。平成28年度から令和2年度までの開示決定等の実績は、この表のとおりであり、60日を超えての延長いわゆる特例延長をしなければ処理ができない件数や特定の者による開示請求等が増加傾向にあります。この特例延長を行った開示請求等の中には、対象となる文書が大量であるもの、文書の特定に応じないもの、自分の目的の貫徹のために請求をしていたもの、行政に対する嫌がらせを目的としていることが疑わしいもの、開示した文書をほとんど閲覧していないように見受けられるもの等権利濫用が疑わしいものが含まれている状況です。

「2 現行情報公開条例における規定内容等」についてご説明いたします。

①手数料及び開示決定期間等について、現行の情報公開条例は、現行の個人情報保護条例と同じ規定内容であり、手数料は無料、開示決定期間については開示請求があった日から起算して15日、延長については60日という設定となっております。また、この点について、現在諮問している個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度の見直しにおいて、新しい個人情報保護制度に関しては、手数料については徴収しない、開示決定期間については15日、延長については30日とのご意見を既に専門部会からいただいております。

②利用者の責務について、豊中市情報公開条例第5条において、「適正な請求に努めるとともに、行政文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。」と規定されております。同条の規定によると、開示請求権とは、開示請求者が自身の求める情報を請求する権利として尊重されるべきものであるが、その一方で、その権利行使を通じて条例第1条に掲げられた目的が実現されるために創設されたものであって、公共的な権利という側面も持っております。こうした点を踏まえると、情報公開制度が今後も健全に発展していくためには、条例第5条に定められた責務が果たされていくことが必要不可欠なのであり、開示請求者には「開示請求権の適正利用」が求められております。例えば、大量の行政文書の開示請求があった場合に、文書が大量なだけでは一概に不適正な請求とはいえないが、実施機関が開示請求者に対して受付時に大量請求しなければならない必要性の確認及び市の事務執行上支障が生ずることから、必要に応じて抽出請求や分割請求をするよう要請し、当該要請等に

応じない場合であって著しく不適正な請求及び使用については、権利濫用の一般法理により対処するものとして、当該請求を却下することも考えられます。

「３ 権利濫用に関する解釈運用について」ご説明いたします。開示請求が権利濫用に当たるか否かは一般法理によることとなるところ、概ね次に掲げる基準を総合的に判断することとなります。次の(1)から(4)の場合、ちょっと内容については割愛いたしますが、一例を挙げますと、市の事務執行能力を減殺する目的で大量の請求を行うことや、自らの要求を完結する手段として開示請求を行うことなどが考えられます。

「４ 権利濫用の法理により開示請求を却下する場合の手続」についてご説明いたします。開示請求について、条例第５条の適正利用の規定に反すると判断した場合は、まず開示請求者に対し、その補正の手続を経るべきであり、そのような手続を経ても、なお補正が行われない場合、又は補正の手続をとることができない場合であって、当該請求は開示請求権の濫用にあたりと判断した場合は、当該請求を却下することができると考えられます。なお、権利濫用の法理により開示請求を却下することは、条例が予定していないような例外的場合に限られるのであって、実施機関には開示請求権を不当に制限することのないよう慎重な判断が求められます。

これまでの説明を踏まえ、「実施機関の考え」についてご説明いたします。大量文書の開示請求等を権利濫用の法理により却下することは慎重な判断が求められるものであることから、手数料の額の設定によって抑制するものではなく、近年の判例等を踏まえたうえで権利濫用等の解釈運用基準等を設け、権利濫用の法理により開示請求を却下すべき事案については適切に対応することによって、「開示請求権の適正利用」を進めるべきものであると考えます。

なお、手数料と開示決定期間について、新たな個人情報保護制度と同様の規定内容とすることについては、それぞれ別の制度であり、手数料化が必ずしも大量請求の抑止につながらないこと、６０日の延長を４５日の延長にする個別事情等が存在しないことから、見直しを行わないものと考えております。

事務局からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さまには、担当課からの説明につきまして、何か意見や確認したい点はありますか。

○委員 個人情報保護法の改正に伴って、情報公開条例の規定を改正する必要があるかどうかという趣旨ですか。

○事務局 今仰っていただいた通り、当初の目的の部分につきましては、まず個人情報保護法の改正に伴いまして、手数料の設定について審議する必要性が出てきたところがございます。改正法施行後、個人情報保護条例について手数料を設定することになりますと、情報公開条例部分についても検証が必要ではないかというところがございます。また、情報公開

条例の部分につきましては、一部大量請求されている状況もございましたので、その観点も踏まえて、諮問等を全体会議の中でさせていただいたものでございます。ですので、主な議論としては、まず手数料の設定についての審議をする必要があるかとは考えております。

○部会長 資料の「3 権利濫用に関する解釈運用について」に書かれている基準のようなものをマニュアル化していくということですか。

○事務局 今の事務処理要領の中に、いわゆる権利濫用の疑いがあるようなものがあつた場合の基準として、このようなものをベースに判断していくといったところを、より具体化していく必要性というのがあるのかと考えておりますので、今ある資料に追記するようなことを考えております。

○部会長 この「(4) 自らの要求を貫徹する手段として開示請求を行うこと。」にある、自らの要求を貫徹する手段という部分がちょっとわかりにくいですね。

○事務局 すいません、具体的に申し上げますと、例えば、市に対して何か要求をしてもらって、その要求を市がのまないのであれば、今までの案件も含めて全部開示請求するぞといった場合で、ご自身の要求を市側に認めさせるための代替手段として開示請求権を行使されるような場合というのがございますので、そのようなことを想定して記載させていただいております。

○部会長 表現としてどうなんですかね。貫徹する手段として、だと、これだけ読むと何か当然のような気もするんですけども。例えば、要求を貫徹する報復的手段とかね。報復という言葉を入れることで、今の話が理解できるかなと思うんですけど。

○事務局 ありがとうございます。今のところの部分につきましては、例えば、要領等において規定する場合に、もう少し具体的な内容を含めて記載させていただければと思います。裁判例とかで言われていたものにつきましては、例えば、職員を処分しろとか、特定の職員の写真を撮らせろとか、そういったところの部分を要求されたときに、自らの要求が受け入れられないのであれば開示請求をすと言ひ、要求が受け入れられるのであれば開示請求は取り下げるといった形で使われたという事例が、他市においてもあつたものでございます。

○部会長 やっぱ報復、報復的手段ですね。

○事務局 仰っていただいている通りかと思います。

○委員 今、会長が言われているように要求という言葉だけでは一般的すぎて、例えば、不当な要求とかのような形で縛りをつければ、一応解釈の幅を狭くできるかと思うんですけども、例えば、市にとって不都合な要求だったら、全部これに入れてしまうっていうと、それこそ濫用規定が濫用されてしまうという恐れもないわけじゃないので、ちょっと(4)の表現は何か工夫の余地があるんじゃないのかなっていう気はします。

○部会長 その辺のことをまたよろしくお願いします。

○事務局 はい、かしこまりました。ありがとうございます。

○部会長 請求件数が令和2年度で減っていますけど、何か事情があるんですか。

○事務局 令和2年度に請求件数が減った事情につきましては、金入り設計書の請求を情報提供に切り替えたためです。

○委員 先ほど他の委員の先生が仰ったように、この審議会でわざわざ諮問してくるからには、かなり権利濫用又は権利濫用が疑わしいものについて悩ましい状況があるのだろうと言う感じがするのですが、実情について教えていただけますか。

○事務局 現状ですと、やはり特定の者からの開示請求というのが多いような状況ではあるのかなと思います。開示請求の実情でいきますと、請求書にご自身を書く内容というのを決めておられた場合に、それ以上の文書の限定や特定に応じられない方がございます。そのため、請求書に記載された内容で文書の特定をすることになるのですが、文書が明確に特定されていないと対象文書の範囲が広くなり、文書の特定をする段階からだいぶ時間がかかってしまいます。また、複数部局に跨るといった開示請求もございます。

また、事務局の方でも難しいのは、どこまでいくと文書特定ができているのかという判断になるのかというところが悩ましいところございまして、その点について他市の判例等を分析しながら対応しているのですが、権利濫用の仮に疑いというところに今はかかっているんですが、ここについては権利濫用として切るべき時というのも場合によってはあり得るのかなと考えております。ただ、そのときに、こういった基準をもとにというのが、今現在あまり明確化されていないっていうところについては、一部、課題があるのかなと考えております。ただ、慎重な判断というのも必要となりますので、他の条例改正等で対応すべきものではないかなという結論にさせていただいたものでございます。

○委員 大量の開示請求の大量というのはどのぐらいの量なのかとか、第三者の権利を害することを目的としてなされた開示請求ってのはどんなものがあつたのかとか、特定等に応じない

というのがどのような状況であったのかというのは、実際に現場でないとわからないことなので、実際にどんな感じなんですか。

○事務局 資料3にある(1)から(4)までの項目すべてが、市の中で起きた事情というものではなく、一部については、他市の判例や市で考える権利濫用の基準といったところから検討し必要性があると考えて記載したものでございますが、一例として例えば、大量な請求として段ボール4箱分で文書の枚数が1万枚におよんでおり、請求する際にも抽象的な記載でそれに関する文書をすべて見たいということで請求をされた事例というのはございます。そのうえで開示した場合にすべての文書を閲覧されるかというのと、正直あまり詳細な部分までご覧になられずに、文書が開示されたことをもって満足して帰っていったりする事例があります。このような場合、請求人は文書を閲覧することが目的だったのか、それとも行政の事務執行能力を減殺することが目的だったのかというところについて疑わしい部分というのが出てきているような状況というのがあります。また、(3)で記載した請求文書が大量であり文書の特定に応じないというのは、先ほどもちょっと申し上げたような内容でして、記載された通りに出していただければいいとか、(4)にある自らの要求を貫徹する手段として開示請求を行うことについては、請求人に全く別の目的がありまして、市がその要求を飲めば、開示請求はしないというようなことを匂わせるような開示請求というのも実際にあったりするものでございます。

○委員 周りの同僚等も開示請求をしていたり、国民の側から、行政の職員さんが不都合な情報を隠そうとしているんじゃないかという風に言われたりすることもあるので、どんな感じかなと思ったところです。ありがとうございました。

○委員 別の自治体において、大量請求が多くあって案件が堆積してしまってどうにもならないような状況に陥っているところがあるんですけども、このような状況で一番問題なのが、請求人が一般市民ではなく議員さんの場合なんです。議員さんと市が非常に敵対的な関係になっているので、市の方は議員さんの請求に対して非常に敵対的な対応をするんですね。そのような状況での請求に関して、確かにここに書かれているような文書の特定になかなか応じられないというような状況になっているんですけども、だからといってそのようなものを丁寧に真摯に扱わないというのは、やはり問題だと思いますので、この濫用に関しては、基準が濫用されないよう何らかの縛りを作っておくというのが非常に重要かと他の自治体の経験上思います。

○部会長 どこでもこういう問題があって悩ましいですね。他に何かご意見・ご質問等ありますか。

(質問・意見なし)

○部会長 それでは、「豊中市情報公開条例に基づく開示請求等において権利濫用の疑いのある大量請求への対応について」は、決定的な結論は出ないと思いますけれども、先ほど議論になりましたような点を踏まえて、さらに検討いただければと思います。

以上で、本日予定している案件は終わりましたが、事務局、ほかに何かありますか。

○事務局 (日程調整等)

○部会長 ありがとうございます。ほかになれば、これで、本日の会議を閉会したいと思います。お疲れさまでした。

(午後 5 時 0 0 分閉会)